

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内の100Vコンセントを使用しようとしたが、短絡した形跡が認められたため、当該コンセントを交換	D	
2	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素蒸発器の所内ボイラ加熱蒸気配管ドレントラップ前弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ廻り小口径配管溶接部の浸透探傷検査において、溶接部（2箇所）に指示模様は認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	ページング装置定例点検において、取水路南側のページング装置外側カバー蝶番及び本体に錆びの発生が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	ページング装置定例点検において、物揚場のページング装置取付サポートに錆びの発生が認められたため、当該部を補修塗装	D	
6	1号機	ページング装置定例点検において、重油移送ポンプ脇のスピーカケーブル端子函の腐食及びフレキシブル電線管外れが認められたため、当該部を交換	D	
7	2号機	ページング装置定例点検において、当直員控室のページング装置送受器コードに亀裂が認められたため、当該部を交換	D	
8	2号機	ページング装置定例点検において、主変圧器脇のページング装置端子台及びケーブル端子に錆びの発生が認められたため、当該部を交換	D	
9	2号機	ページング装置定例点検において、原子炉建屋2階のページング装置送受器受話側カバーの破損が認められたため、当該部を交換	D	
10	3号機	タービン建屋換気系集合排気筒用航空障害灯の制御装置において、自動光度切替え不良が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
11	4号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室西側天井において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	所内ボイラ（B）給水温度指示計点検において、出力指示値に精度外が認められたため、当該指示計を修理	D	
13	5号機	タービン建屋東側屋外配管トレンチのグレーチングにおいて、一部変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（B）の操作スイッチにおいて、動作不良（「切」位置にて引っ掛かり）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
15	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）のモータ冷却水ストレーナ（302C）において、詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
16	6号機	原子炉建屋2階北東コーナーの機器ハッチに腐食が認められたため、当該ハッチを補修塗装	D	
17	集中環境施設	補助ボイラ設備軽油噴燃ポンプ（A）点検において、ポンプシャフト及びカップリング間の嵌合い値に管理値外れが認められたため、当該カップリングを交換	D	
18	集中環境施設	高温焼却設備廃棄物搬入クレーン年次点検において、フックの外れ止めの変形及びケーブル滑車の損傷が認められたため、当該部を交換	D	
19	集中環境施設	高温焼却設備廃棄物投入用ホイスト（B）年次点検において、フックの外れ止めの変形が認められたため、当該部を交換	D	
20	その他	海生物処理設備排水処理系脱水機（B）において、吸引ブロウに異音の発生が認められたため、当該ブロウを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで